

## 社会福祉連携推進法人 日の出医療福祉グループ 役員報酬等規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉連携推進法人日の出医療福祉グループ（以下「当法人」という。）定款第31条の規定に基づき、役員（理事、監事）の報酬等について定めるとともに、社会福祉連携推進評議会構成員（以下「評議会委員」という。）の日当等について定める。

### (役員報酬等)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しない。

- 2 当法人及び当法人の構成員（社員、賛助会員）から、月額給与、報酬、嘱託報酬等の対価を受けない役員（以下「外部役員」という。）が、社員総会又は理事会（以下「理事会等」という。）に出席したときは、日当2万円を支給する。
- 3 前項の規定にかかわらず、外部役員が、理事会等が決議省略（書面決議）により行われ、これに従事したとき、又は当法人の用務（前項の場合を除く。）に従事したときは、前項の2分の1の額の日当を支給する。
- 4 評議会委員が、社会福祉連携推進評議会に出席したときは、第2項を準用する。また、評議会委員が、当法人の用務（社会福祉連携推進評議会に出席した場合を除く。）に従事したときは、第3項を準用する。

### (費用弁償)

第3条 役員が当法人の職務を行うために要した費用については、弁償することができる。

- 2 費用弁償の範囲は、当法人の用務として出張した場合に限る。
- 3 前2項は、評議会委員に準用する。

### (費用弁償の額)

第4条 費用弁償の額は、社会福祉連携推進法人日の出医療福祉グループ旅費規程（以下「旅費規程」という。）を準用する。

- 2 交通費等の実費が、費用弁償の額を超える場合には、旅費規程の1.5倍の範囲内で、実費を支給することができる。  
また、実費が1.5倍を上回るときは、理事会で費用弁償の額を定める。
- 3 前2項は、評議会委員に準用する。

### (改正)

第5条 この規程は、社員総会の議決を経て、改廃することができる。

### (附則)

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和4年2月17日から施行する。

(附則)

この規程は、認定所轄庁の認定の日（令和4年8月1日）から施行する。